					平	成30:	年5月2日	臨時教	汝育 季	美員会	会議	録					
1	開催	日時	持及び場所	沂													
	•	平反		5月2	2 日	(水)	午後3時	00分	\sim	午後 4	時2	0分					
	•	教育	了委員会 1	 室													
2	出	席	 者														
	教育	長	·····安	福	正	寿		事務局	職員								
	委	員	稲	本		正		副教	育長				内	木		·····································	
	委	員	野	原	正	 美		教育	次長				堀		貴	雄	
	委	員	森	口	祐	子		義務	教育	総括監			服	部	和	也	
	委	員	竹	中	裕	紀		総合教	育セン	ター長兼	教育研修	·課長	坂	井	和	裕	
	委	員	 近	藤	恵	里		教育	総務	課長			平	野	孝	之	
								教育	総務	课教育	主管	(高校)	高	橋	宗	彦	
								教育	総務記	果教育	主管	(義務)	早	Ш		剛	
								教育	管理語	課長			松	田	直	樹	
								教育	財務	課長			柴	田	雅	道	
								教職	員課.	長 			北	岡	龍	也	
								教職	員課	福利厚	生室县	₹ 	若	野		明	
								学校	安全	課長 			片	桐	基	晴 	
								学校	安全	課生徒:	指導1	上画監	石	神	政	幸	
								学校	安全	課生徒:	指導係	系長	石	黒	比	利	
								学校	支援	課長			古	賀	英	<u> </u>	
								学校	支援	課教育:	主管	(義務)	渡	邊	勝	敏	
								学校	支援	課教育:	主管	(高校)	森	畄	孝	文	
								特別	支援	教育課.	長		松	原	勝	己	
								体育	健康	課長			野	田	正	明	
3	議事	日和	呈等 														
	報第	52号	· · · · · · ·	1 号に	こつし	ハて非仏	公開とするこ	ことを決	定。								
4	会諱	 録															
	平成	3 (9年4月	18 🗏		 崔の定値		 会の会議	 義録を	承認。							
5	審議	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 玩要														
	 別済	 ミのと	 :おり														
			-														

ホームページ公開用

会 議 録

発言者 発 言 内 容 () 書きは事務局発言

報第2号 職員の表彰について(非公開案件)

職員の表彰について専決で行ったことを報告し、承認された。

本県は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

議第1号 いじめに関する重大事態の調査報告について(非公開案件)

いじめに関する重大事態の調査報告について諮り、可決された。

本県は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

報第1号 岐阜県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について

教職員課長

岐阜県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について報告し、その承認を求める ものである。

表彰を受けることができるものの欠格条項を明記するため、専決により規則の改正をしたため、報告をさせていただく。資料16頁以降に記したとおり、岐阜県教育委員会表彰については、岐阜県の教育、学芸等の向上発展に関し功績顕著な団体、個人を表彰するものであり、同規則に基づき、毎年各市町村等に表彰候補者の推薦をお願いしている。推薦する際の提出書類に、「刑罰の有無」を問うものがあるが、今までは様式中に記載していただけであり、規則の本文中にどういった方が表彰を受けるかということを明記していなかった。そのため、市町村からの身分証明事務に関する照会に当たって、市町村ごとに取扱いの差異のないよう、法的根拠となる同規則中において「欠格条項」を明文化するよう要望があり、今般一部改正をさせていただいた。もう少し具体的には、資料19頁にあるように、今回の規則改正に関して抜粋したものであり、第三条の二に「欠格条項」を明文化している。更に、提出していただく書類についても、第七条に記載のとおり、これまでは身分調書だったものを刑罰等調書に改正している。資料20頁には、身分調書と刑罰等調書におこれている。身分調書について、今までは様式のみで、破産や刑罰があるかどうかをお示ししていたが、第三条の二で改めて明確にするとともに様式の見直しも図った。

教育長

報第1号について、挙手により採決する。

教育長

全員賛成により承認する。

事務局報告(政策)

(1) 損害賠償の額を定めることについて

教育財務課 長

損害賠償の額を定めることについて報告する。

資料98頁の県立学校における損害賠償事案について、地方自治法第180条の規定による専決処分を行い、5月8日に開催される県議会臨時会での報告案件としたため、説明させていただく。本事案は、本年2月15日に斐太高等学校駐車場において、校舎に付属する煙突の庇からの落雪により、個人所有の自家用車を破損したものである。調査したところ、過去に同一地点での落雪の記録はなく、学校が駐車することを認めた場所において発生した事案であるなど、当事者の過失が無かったことから、修理に

ホームページ公開用

L	
	(要した経費24万7514円を県の損害賠償額と定めたものである。なお、本事案後、 他に落雪危険個所はないかを確認したうえで、当該場所を立ち入り禁止にするなどし て、安全管理に努めたところである。
稲本委員	落雪して車が破損したとのことだが、屋根の下に車を留めないようにすれば良いだけではないのか。
教育財務課 長	雪が非常に降っており、駐車場の一部に雪どけをしたため、駐車場所が少なくなっていた。しかし、危ない場所に駐車するのは良くないため、他の学校も含め危険個所を 精査し、同様の案件が起こらないようにしていく。
野原委員	何年か前に学校で同様の案件がなかったか。
教育財務課長	2年前に高山工業で同様の案件があった。構造的に似通っており、危険な場所の特定 ができたため、11月以降に検討をしていきたいと考えている。
竹中委員	そのようなところを生徒が歩いていては危ない。危険な場所を減らさなくてはならな い。
教育財務課 長	原因を調査し、落ちないような工夫を行っていきたいと考えている。通常の屋根であれば雪は落ちない。推測ではあるが、庇に積もった雪が凍り、落ちてきたものと考える、

事務局報告(その他)

(1) 平成30年度教育委員会行事予定について

教育総務課 長

「今年度の教育委員会の行事予定である。いつもどおり現在判明しているものについて 示してある。5月9日に開催される、市町村教育委員会連合定期総会には、近藤委員に 出席していただく。5月23日には、定例教育委員会を岐阜かかみがはら航空宇宙博物 館で開催させていただく。前半は、かかみがはら航空宇宙博物館の視察をさせていただ き、その後定例教育委員会を開催する。かかみがはら航空宇宙博物館は3月にオープン し、学校のお子さんも行かれる施設であるため、その辺についても当日説明したいと考 えている。6月以降の予定については、記載のとおりである。

閉会

午後4時20分、閉会を宣言する。